

第147号議案

計 画 書

石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更（石巻市決定）

都市計画石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業		
面 積		約 25.4 h a		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	3・3・11 石巻工業港曾波神線	
			3・4・13 石巻工業港運河線	
	1 標準幅員の設定方針 産業ゾーンとして運送業や各種事業所の立地を計画しており、大型自動車等の通行も多いと想定されるため、区画道路は幅員 8m を標準とする。 歩道は、主要な区画道路に設置し、日常の歩行者動線を確保するとともに、津波時の避難路として機能するように、幅員 3.5m を標準として整備する。 2 配置の方針 本地区北側の門脇流留線（高盛土道路）及び南側の臨港道路釜北線に接続する道路を、準幹線道路として位置付ける。 区画道路については、産業系の土地利用を考慮した街区構成に合わせて配置する。 地区南側を東西に走る市道石巻駅工業港北線は釜街道として親しまれていることから、現道を踏まえ、原則 3.5m の片側歩道を設置した幅員 11.5m の道路を配置し、幹線水路沿いに計画する公園・緑地との連携を図るとともに、東西の動線を確保する。			
公園及び緑地	街区公園及び緑地は、港湾緑地との相乗効果により就業者のための質の高い憩いの場を創出するものとし、歩行者ネットワークを考慮して必要な面積を適宜確保する。			
その他の公共施設	上水道は、本地区全体を対象として、道路計画に併せて適切に上水道管を布設する。 雨水排水は、下水道の釜排水区、石巻港排水区の計画に合わせて管渠等を整備する。			
宅地の整備	本地区は、災害危険区域内に指定されていることから、産業系の土地利用に適した市街地整備を行う。また、石巻市の地域経済復興のため、事業所の集積や新たな産業用地の確保を推進する。			

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区の施行区域界について、土地利用計画が変更となったことから、本地区の施行区域を計画図のとおり変更する。また、施行面積を 25.4ha に変更する。

計 画 書 (新旧対照表)

石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更 (石巻市決定)

都市計画石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称	石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業			
面 積	変更前：約 25.2ha 変更後：約 25.4ha (増加する面積約 0.2ha)			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	3・2・1 河南石巻工業港線	
			3・3・11 石巻工業港曾波神線	
	3・4・13 石巻工業港運河線			
	道 路	種 別	名 称	これらについては、別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線道路	—	
			3・3・11 石巻工業港曾波神線	
	3・4・13 石巻工業港運河線			
	道 路	1 標準幅員の設定方針 産業ゾーンとして運送業や各種事業所の立地を計画しており、大型自動車等の通行も多いと想定されるため、区画道路は幅員 8m を標準とする。 歩道は、主要な区画道路に設置し、日常の歩行者動線を確保するとともに、津波時の避難路として機能するように、幅員 3.5m を標準として整備する。		
		2 配置の方針 変更前：河南石巻工業港線 本地区北側の門脇流留線（高盛土道路）及び南側の臨港道路釜北線に接続する道路を、準幹線道路として位置付ける。 区画道路については、産業系の土地利用を考慮した街区構成に合わせて配置する。 地区南側を東西に走る市道石巻駅工業港北線は釜街道として親しまれてい 変更前： 4m 変更前：12m ることから、現道を踏まえ、原則 3.5m の片側歩道を設置した幅員 11.5m の道路を配置し、幹線水路沿いに計画する公園・緑地との連携を図るとともに、東西の動線を確保する。		
公園及び緑地 街区公園及び緑地は、港湾緑地との相乗効果により就業者のための質の高い憩いの場を創出するものとし、歩行者ネットワークを考慮して必要な面積を適宜確保する。				
その他の公共施設		上水道は、本地区全体を対象として、道路計画に併せて適切に上水道管を布設する。 雨水排水は、下水道の釜排水区、石巻港排水区の計画に合わせて管渠等を整備する。		
宅地の整備		本地区は、災害危険区域内に指定されていることから、産業系の土地利用に適した市街地整備を行う。また、石巻市の地域経済復興のため、事業所の集積や新たな産業用地の確保を推進する。		

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理 由

本地区の施行区域界について、土地利用計画が変更となったことから、本地区の施行区域を計画図のとおり変更する。また、施行面積を 25.4ha に変更する。

都市計画として定める区域

種 類 : 石巻広域都市計画土地区画整理事業

名 称 : 石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

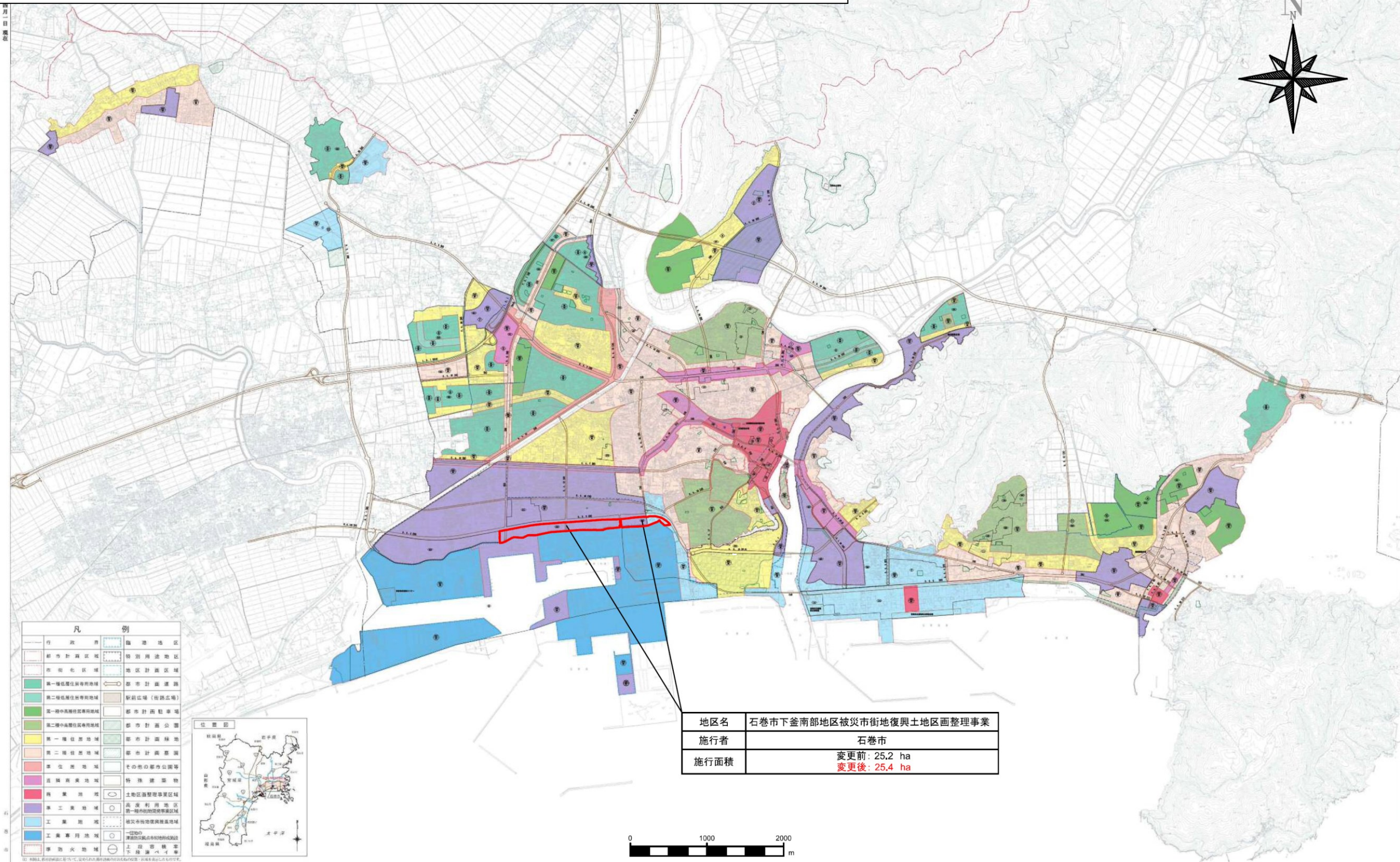
区 域 : 石巻市大街道東二丁目、大街道東三丁目、大街道南三丁目、大街道南四丁目、
新館二丁目、築山三丁目、築山四丁目、中浦二丁目、中島町、南光町二丁目、
双葉町、三河町、三ツ股三丁目及び三ツ股四丁目の各一部

石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更（石巻市決定）
石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業

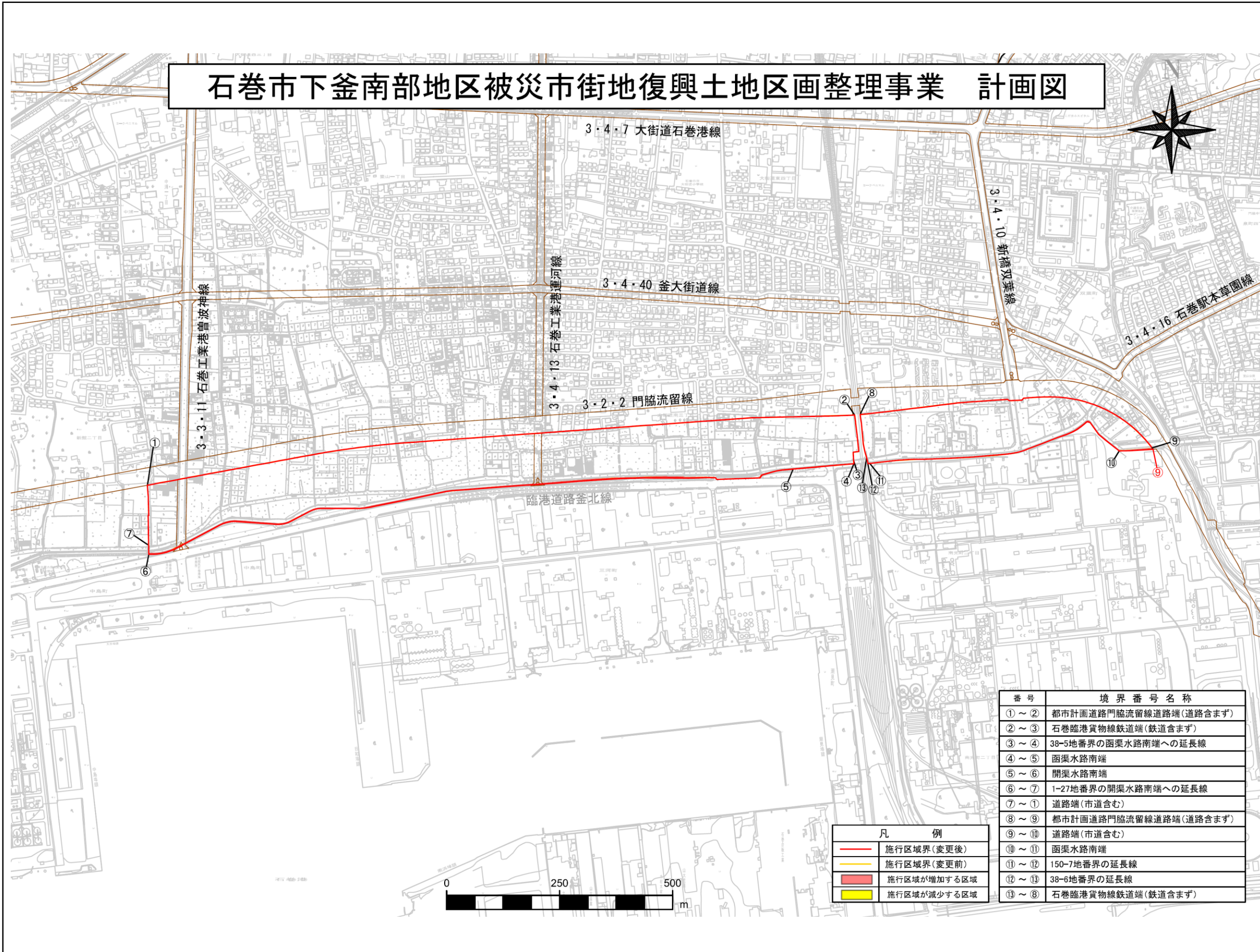
総括図

石巻広域都市計画土地区画整理事業の変更（石巻市決定）

石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地区画整理事業



石巻広域都市計画土地地区画整理事業の変更（石巻市決定）
 石巻市下釜南部地区被災市街地復興土地地区画整理事業 計画図



凡 例	
—	施行区域界(変更後)
—	施行区域界(変更前)
■	施行区域が増加する区域
■	施行区域が減少する区域

番号	境界番号名称
①～②	都市計画道路門脇流留線道路端(道路含まず)
②～③	石巻臨港貨物線鉄道端(鉄道含まず)
③～④	38-5地番界の函渠水路南端への延長線
④～⑤	函渠水路南端
⑤～⑥	開渠水路南端
⑥～⑦	1-27地番界の開渠水路南端への延長線
⑦～⑧	道路端(市道含む)
⑧～⑨	都市計画道路門脇流留線道路端(道路含まず)
⑨～⑩	道路端(市道含む)
⑩～⑪	函渠水路南端
⑪～⑫	150-7地番界の延長線
⑫～⑬	38-6地番界の延長線
⑬～⑧	石巻臨港貨物線鉄道端(鉄道含まず)